

山形県建築物耐震改修促進計画改定（案）の概要

R8年1月30日
県土整備部

I 現計画の概要

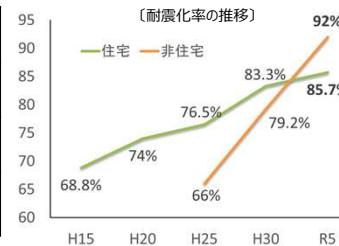
【目的】 地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、県民の人命や財産を保護するために、耐震診断・改修等を促進すること

【計画期間】 令和3年度から令和12年度まで

【根拠法令】 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第1項

II 計画の進捗状況

	目標		実績
	耐震化率	【令和12年度】	
住宅	90%	90%	85.7%
非住宅	95%	95%	87.6%
非住宅	耐震化率 ※耐震診断義務付け対象建築物	【令和7年度】 概ね解消	92.0%



注) 現計画における非住宅の目標及び実績は、ホテル・旅館を除いている。

III 現状と課題

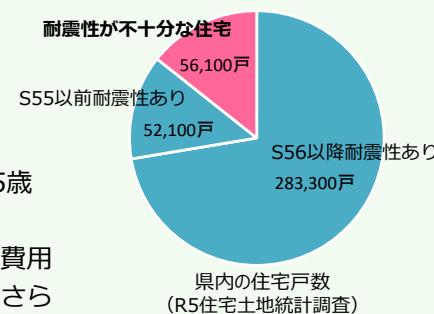
【住宅】

現 状

耐震性が不十分な住宅は、老朽化による解体や建替えにより、この20年間で約5万8千戸減少し、約5万6千戸が残っている。

課 題

- 耐震性が不十分な住宅の所有者のうち約7割が65歳以上と高齢化が進んでいる。
- 県内の既存住宅は床面積が広く、耐震改修工事の費用が高額となる。近年の物価や人件費の高騰によりさらに費用が上昇しており、経済的負担が大きい。



【非住宅】

現 状

耐震診断義務付け対象建築物のうち、耐震改修未対応施設は10施設（商業施設2、ホテル・旅館4、公共施設4）

課 題

大規模な民間施設は耐震化に多額の費用がかかり着手できない。



〔倒壊建築物の状況：能登半島地震〕

IV 改定（案）の概要

【計画期間】 令和8年度から令和17年度まで

【見直し日程】

～令和7年11月27日	山形県住宅・建築物地震対策推進協議会WGにおける改定の検討
令和7年12月16日	常任委員会への改定（案）の報告
令和8年1月～	山形県住宅・建築物地震対策推進協議会開催
令和8年3月～	パブリックコメント手続き開始
	常任委員会への最終（案）の報告、計画改定

【住宅】

目標1-1	耐震化率 【令和17年度】	95%
目標1-2	耐震化及び減災対策率 【令和17年度】	概ね解消

施策① 住宅の解体・建替えの促進

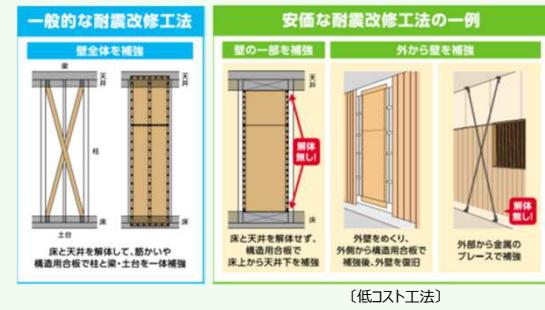
施策② 減災対策の支援継続

部分補強や耐震シェルター設置など命を守るために支援を継続。



施策③ 耐震化の負担軽減

- 低コストな耐震改修の普及促進。
- 低コストな耐震改修を普及するためには技術者の経験と能力が必要であることから、技術者の育成と体制の構築を進める。



【非住宅】

目標2	耐震化率 【令和12年度】 ※耐震診断義務付け対象建築物	概ね解消
-----	------------------------------------	------

施策 民間建築物への支援継続

- 各施設を定期的に訪問、耐震化の検討状況を確認。
- 各種支援制度の情報提供。



〔耐震改修状況：庄内総合支庁舎〕